

2024 年度 報酬改定対応

入浴介助加算 I・II 算定セット

<算定マニュアル>

目次

- ◆入浴介助加算算定マニュアル…………… 1
- ◆入浴介助加算に関する Q&A …………… 12
- ◆アセスメント／計画書…………… 17

入浴介助加算 算定マニュアル

1. 入浴介助加算とは	2
2. 単位数	2
3. 算定要件のポイント	2
4. 算定の流れとチェックポイント	4
5. 運営指導で指摘されやすいポイント	9

1. 入浴介助加算とは

入浴介助加算には(Ⅰ)と(Ⅱ)があります。加算(Ⅱ)は、自立支援などの視点による入浴介助を評価するために、創設されました。令和6年度の介護報酬改定では、入浴介助の技術向上や、さらなる利用者の居宅における自立した入浴の取り組みを促進する観点から、加算(Ⅰ)にも「入浴介助に関わる職員の研修」が要件に加わり、加算(Ⅱ)では、居宅訪問の際に「ICTを活用した状況把握」が可能となりました。

2. 単位数

入浴介助加算(Ⅰ)	40 単位/1日つき
入浴介助加算(Ⅱ)	55 単位/1日につき(通所リハは 60 単位)

3. 算定要件のポイント

(Ⅰ)の場合	
<input type="checkbox"/> 観察を含む介助を行っているか(声かけや気分の確認などを行う。直接身体に触れない場合も観察を含む)	
<input type="checkbox"/> 入浴を行わなかった日に算定していないか	
<input type="checkbox"/> 利用者が自宅で自立もしくは介助で入浴できるようにするために、必要な介護技術の習得に努めているか	

観察を含む介助	<ul style="list-style-type: none">・利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のための「見守りの援助」を指す・極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて「介助」「転倒予防のための声掛け」「気分の確認」などを行う・身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても算定の対象となる
部分浴について	<ul style="list-style-type: none">・利用者の自立生活を支援する上で最適と考える入浴手法が「部分浴(シャワー浴を含む)」などである場合、算定できる

(Ⅱ)の場合

- (Ⅰ)の算定要件を満たしているか
- 医師などが居宅訪問を行い、入浴環境や入浴動作を確認しているか
- (医師などの訪問が難しい場合)介護職員が代わりに訪問し、医師などの指示のもと情報通信機器などを活用して状況把握を行い、医師などが評価・助言をしているか
※情報通信機器などの活用については、利用者の同意を得る必要がある
- 居宅を訪問した者と情報共有しているか(居宅を訪問した者が事業所の従業者以外の者であった場合、書面などで十分に情報共有しているか)
- 居宅を訪問した者の判断に基づき、必要に応じて福祉用具専門相談員などと連携し、福祉用具貸与などの助言をしているか
- 個別の入浴計画を作成しているか
- 計画に基づき、個浴や居宅に近い環境で入浴介助をしているか

医師など	医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員、利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員、住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者を指す
利用者の居宅の状況に近い環境	大浴場などでも、手すりなど入浴に要する福祉用具などを活用し、浴室の手すりの位置・浴槽の深さ、高さなどを踏まえることで、利用者の居宅の浴室環境の状況を再現していることとして差し支えない

4.算定の流れとチェックポイント

(1)算定の流れ

ここでは、入浴介助加算(Ⅱ)の算定の流れとチェックポイントを示します。

① 利用者・ケアマネジャーへの説明



② 居宅訪問による評価



③ 個別の入浴計画の作成



④ 入浴介助の実施

そのほかに大切なポイント

利用者の状態や意向が変わった場合は

利用者の状態、居宅の浴室環境の変化に応じた計画の見直し

入浴介助技術の向上を図るための

入浴介助に関する研修などの実施

(2)チェックポイント

①利用者・ケアマネジャーへの説明

入浴介助加算(Ⅱ)の目的などについて利用者やケアマネジャーに説明します。

介護保険サービスには、国の定めるサービスの目的や方針があり、通所介護などは「利用者が住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることができるように、生活機能の維持・向上を図るための機能訓練」を行うことが求められています。そのため、居宅で利用者自身や家族などの介助によって入浴ができることを目的とする入浴介助加算(Ⅱ)の算定は、サービスの目的に沿った基本的な取り組みと言えます。

また、利用者の状態や居宅の浴室環境に応じて、事業所で取り組むこと、見込める効果などを説明し、ご利用者本人や家族などが意欲的に入浴に取り組めるよう促すことも必要です。



チェックしよう！

利用者・ケアマネジャーへの説明

入浴介助加算(Ⅱ)の目的などについて、利用者・ケアマネジャーに説明しているか

②居宅訪問による評価

入浴介助加算(Ⅱ)に取り組む場合、まずは医師などが訪問し、居宅での入浴動作や浴室環境を評価する必要があります。居宅に浴室がない場合などは、通所介護などの事業所の浴室で評価を行います。

評価は、医師などが行うことが要件です。この評価を基に、事業所で入浴計画を作成します。



チェックしよう！

居宅訪問による評価

- 居宅を訪問し、評価を行うのは「医師など」か
- 評価した内容を事業所と情報共有しているか
- 評価者が従業者以外の場合、書面などで十分な情報共有をしているか
- 評価者の判断に基づき、必要に応じて福祉用具専門相談員などと連携し、担当ケアマネジャーに福祉用具貸与・販売、住宅改修などの助言を行っているか